

消防団の組織概要

今和7年4日1□珥左

都道府県名	福島県	所在地	979-0402			
市町村名	広野町		福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35			
消防団事務所管	広野町役場環境防災課	電話番号(直通)	0240-27-2114	FAX	0240-27-4701	
消防団名	広野町消防団	メールアドレス	kankyou@town.hirono.lg.jp			

	分団数		7	分団	ホームページURL		
	うち機能別分団数		0	分団	SNSアカウント		
	方面隊数		0	隊	31431 ソンプト		
	部数	0	部	们则但们到事例:			
班数			18	班	PR等		
	条例定数		260	人	広野町消防団で とを目的に自然水		
	実員数	163	人	双葉消防本部及び同訓練などを行っ			
	男性団員数	133	人	日記書を			
女性団員数			30	人			
	基本団員数	90	人				
	大規模災害団員数	73	人				
	その他の機能別団員数	0	人				
	国家公務員		0	人			
	地方公務員	79	人				
	都道府県職員	0	人	The state of the s			
	市区町村等職員	79	人				
特殊	‡法人等公務員に準ずる耳	3	人				
	農協職員	1	人				
郵政職員			1	人			
その他			80	人			
	普通消防ポンプ自動車		5	台			
	水槽付消防ポンプ自動車		1	台	1		
ポー	小型動力ポンプ付積載	戊車	8	台			
ンプ動	小型動力ポンプ(車両に積載している	はいもの)	0	台			
^プ カ	手引き動力ポンプ		8	台			
報酬額(階級:団員) 年額 (参考)交付税単価(階級:団員) 年額		年額	36,500	円			
(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円			
火災		8,000	円				
E	風水害等の災害		8,000	円			
	ポンプ(参	方面隊数 部数 班数 条例定数 実例 異性団員数 牙性団員数 女性団員数 本本団 景型 大規模災害団員員数 その他の機能務員 市区 野人 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	方面隊数 部数 班数 条例定数 実員数 男性団員数 女性団員数 大規模災害団員数 大規模災害団員数 大規模災害団員数 その他の機能別団員数 国家公務員 地方公務員 都道町村等職員 市区町村等職員 市区町村等職員 をの他 普通消防ポンプの地 計がポンプの自動車 水槽付消防ポンプの自動車 水槽付消防ポンプの自動車 水槽付消防ポンプの自動車 水槽付消防ポンプの自動車 水槽付消防ポンプの自動車 水槽付消防ポンプの自動車 水槽付消防ポンプの表別ではないないもの) 手引き動力ポンプ 報酬額(階級:団員) 年額 (参考)交付税単価(階級:団員) 年額	方面隊数 0 部数 0 班数 18 条例定数 260 実員数 163 男性団員数 133 女性団員数 30 基本団員数 90 大規模災害団員数 73 その他の機能別団員数 0 国家公務員 79 都道府県職員 79 特殊法人等公務員に準ずる職員 79 特殊法人等公務員に準ずる職員 1 郵政職員 1 番政職員 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	方面隊数 0 勝 部数 0 部数 0 部数 18 班数 18 班数 18 班数 260 人 実員数 163 人 男性団員数 30 人 女性団員数 30 人 女性団員数 30 人 表本団員数 90 人 大規模災害団員数 73 人 その他の機能別団員数 0 人 国家公務員 79 人 都道府県職員 79 人 都道府県職員 79 人 特殊法人等公務員に準ずる職員 3 人 農協職員 1 人 農協職員 1 人 郵政職員 1 人 郵政職員 1 人 平の他 80 人 普通消防ポンプ自動車 1 合 小型動カポンプ自動車 1 合 小型動力ポンプは再両に積載していないもの) 5 合 報酬額(階級:団員) 年額 36,500 円 火災 8,000 円 風水害等の災害 8,000 円		

広野町消防団では、山林火災及び各種災害への有事即対応体制の確立を図ることを目的に自然水利を利用した中継送水訓練、地震津波被害に対する避難訓練、双葉消防本部及び株式会社JERA広野火力発電所との災害支援の協定に基づく合 <mark>同訓練などを行っています。</mark>

http://www.hirono.fukushima.jp facebook (@town.hirono.fukushima)

X (@FukushimaHirono)







^{※1:「}消防団の組織概要等の調査」による。

^{※2:「}年額報酬」「出動報酬」の額は、令和7年4月1日現在の条例で定める額。

[「]出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。 定めがない場合又は年額支給の場合には「-」と記載。

^{※3:}詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。